



経理の窓 9月号

平成21年9月1日号

夜は、だいぶ涼しくなりました。ときどき夕食後に散歩しますが、虫の声も、夏の蛙から、コオロギやカナカナに変わりました。もう秋ですね。

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

会社を守るポイント

最近、就業規則の勉強会に参加してきました。正規社員の他、パートやアルバイトを含めて、常時10名以上の労働者を使用する事業場では、必ず就業規則を作成しなければなりません。

労働者が10人未満であっても、就業規則を作成することが望まれています。小さな会社は、就業規則が、作成されていないことが多くあります。

こんな定めがあったら、よかったのと思った事例のいくつかを紹介いたします。

事例1 『適性がわからないから、試用期間中は、社会保険に加入させたくない。』

法律は、試用期間中であっても、社会保険に加入させなければなりません。2ヶ月の有期契約の場合は、社会保険に加入することができません。

適性の判断が難しい場合は、2ヶ月の有期契約終了後、継続する場合は、正規社員として採用するという事も、ありかもしれません。

『試用期間中に解雇したい』場合は、

就業規則に解雇の例を記載し、その事由に該当する場合のみに解雇できます。

2週間を超えての解雇には、解雇予告手当も必要になります。

事例2 『マイカー通勤の事故で会社に損害賠償が請求されないようにするには』

マイカー通勤は、許可制にして、損害賠償保険加入を条件とします。

マイカー通勤許可書兼誓約書に運転免許証の写し（無免許運転の防止）、任意自動車保険の写し、自動車車検証の写しの添付をしたものを提出させます。

任意自動車保険の加入条件を定めます。

会社は、マイカー通勤途上で発生した事故については、一切責任を負わない。損害賠償については、運転者が加入する自賠責保険及び任意保険を適用する。マイカーの車輛の損害についても一斉責任を負わないことを明らかにします。

事例3 『タイムカードの打刻』

労働者は、ずるいから、タイムカードでは、勤怠管理できないという社長さんがおられました。

タイムカードは、業務開始時と業務終了時に打刻させるようにします。

労働時間とは、使用者の指揮命令の下で労務に服す時間であることを明確にして周知します。

事例4 『私傷病での休職期間の取り決めがないので、退職させられない』

法律は、解雇制限が定められていて、労働者が業務上負傷したり、病気になった場合にその療養のために休業する期間及びその後30日間と産前産後の女性が第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇できないことになっています。

ただし、使用者が第81条の規定によって打切補償を支払った場合や、天災事変等のやむを得ない事由により事業の継続ができなくなった場合は、この限りでは、ありません。

では、業務外の場合は、休職期間終了後、復職できない場合に、退職扱いができるように休職の取扱いは、できるだけ具体的に、休職期間も定めておきます。

元の職務に復帰させることとします。元の職務に復帰させることが困難な場合や不適當な場合には、他の職務に復帰させることがあることを明らかにしておきます。

復職後2ヶ月以内に同一の事由によって休職する場合は、前後の休職期間を通算することを定めておきます。

会社は、従業員が休職する必要かどうか判断するために、会社の指定する医師の検診を受けるよう命令できるように定めておきます。

事例5 『営業手当を支払っているのに、残業手当は支払わない。』は、大丈夫？

定額残業制度は、よく聞きますが、そのポイントは、

手当の名称を時間外手当であることがわかるものにして、何時間分の時間外手当に見合うものであるかを明確にします。

実際に計算した場合の時間外手当を超える手当が、毎月支払われていることが必要です。

実際の時間外賃金が手当を超える月は、オーバーする分は、支払う必要があります。

法定労働時間（1日8時間）を超える分は、割増賃金も必要になるので、それも考慮した手当てでないとなりません。

事例6 『退職に伴う有給休暇の消化で業務引継がうまくいかない。』

退職日に残っている有給休暇は、与える必要がないが、退職日前に従業員が請求した有給休暇は、与えないといけません。

退職時に限って有給休暇を買い上げることは、可能です。

有給休暇の計画的付与を活用して、有給休暇の取得を促進しておきます。

就業規則のひな形は、インターネットから簡単に取得できるようになりましたが、内容が不十分なことも、あるそうです。就業規則についてのご相談は、労働局や労働基準監督署、専門家（社会保険労務士）に、ご相談ください。社会保険労務士のご紹介もいたします。

労働基準法の一部改正法が成立して、平成22年4月1日から施行されます。厚生労働省から、パンフレットが、発行されています。ホームページからも入手することができます。

ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>